

水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり、水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、競争入札参加資格審査申請書、共同企業体協定書及びプロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 業務委託概要

(1) 業務委託名

水道料金等徴収業務委託

(2) 業務委託区域

小樽市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年条例第36号）第3条第1項に規定する給水区域及び処理区域並びに小樽市簡易水道事業設置条例（平成元年小樽市条例第54号）第3条第1号に規定する給水区域とする。

(3) 業務委託範囲

- ① 窓口・受付業務
- ② 検針業務（小樽市簡易水道事業設置条例第3条第1号に規定する給水区域を除く。）
- ③ 異常水量再調査業務
- ④ 調定・更正業務
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 未納整理業務
- ⑦ 給水停止業務
- ⑧ 各種資料作成業務
- ⑨ 事務引継ぎ
- ⑩ その他前記各号に附帯する業務

(4) 業務委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 準備期間

契約締結日から業務委託開始前日までの期間を準備期間とし、その期間の経費は、受託事業者の負担とします。

(6) 提案見積金額の限度額

限度額 595,595,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

年度別内訳

令和5年度	119,119,000円
令和6年度	119,119,000円
令和7年度	119,119,000円
令和8年度	119,119,000円
令和9年度	119,119,000円

提案見積金額は業務委託期間5年間の総額とし、限度額以内としてください。

(7) 契約保証金

免除

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、小樽市内に本社を有する者を1社以上含む2社又は3社で構成する共同企業体とし、共同企業体の構成員の全てが次の第1号から第8号までに掲げる条件を、共同企業体の構成員のいずれかが第9号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 令和3・4年度の小樽市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 小樽市水道料金等徴収業務委託に係る共同企業体取扱要綱（令和4年12月14日施行）の規定に適合していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 本プロポーザル公告日から受託事業者の選定までの間に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに法人及び代表者の市区町村民税に滞納がない者であること。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざん防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 水道料金等徴収業務を過去に3年以上の受託実績を有し、かつ、当該業務において3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。

3 参加申込みの手続等

- (1) 参加申込書の配布は次のとおりとします。
小樽市ホームページ
https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu_keiyaku/nyusatu_koujiigai/bosyu/
- (2) 参加の申込みをされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）、共同企業体協定書（様式第2号）及びプロポーザル方式参加申込書（様式第3号）に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。
- (3) 添付書類
 - ① 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの
 - ② 財務状況関係書類
直近2か年の各会計年度における決算関係書類
貸借対照表
損益計算書
 - ③ 労働条件関係書類
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
就業規則
労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
 - ④ 賠償保険加入状況関係書類
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの
保険証書の写し等
 - ⑤ 類似業務受託実績表（様式第4号）
 - ⑥ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類
 - ⑦ 消費税及び地方消費税並びに法人及び代表者の市区町村民税に滞納がないことの証明書
 - ⑧ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は、証明できる書類の写し等
- (4) 提出期限
令和5年1月16日（月）午後4時

(5) 提出先

〒047-0024

北海道小樽市花園2丁目11番15号

小樽市水道局総務課

電話番号 0134-32-1171

(6) 提出方法

持参又は郵送とします。郵送の場合も提出期限までに必着とします。

4 参加資格の審査及び通知

参加資格審査は、水道料金等徴収業務委託受託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査の上、参加資格を有すると認められた者には、プロポーザル方式参加要請書（様式第5号）を、参加資格を有しないと認められた者には、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第6号）を送付します。

5 資料の閲覧

(1) プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し日時を指定し、業務提案書及び提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を実施します。

なお、指定日時以外の閲覧は認めないものとします。

(2) 前号の規定による資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めないものとします。

(3) 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならないものとします。

6 業務提案書等の提出

参加事業者は下記要領により業務提案書等を作成し、期間を厳守して提出してください。

(1) 提出期間

令和5年1月20日（金）午前9時から2月10日（金）午後4時まで

(2) 提出先

小樽市水道局総務課

(3) 提出方法

原則として持参（電子記憶媒体、FAXでの提出は不可。）

持参以外の方法で提出する場合は、必ず総務課（0134-32-1171）に連絡してください。

(4) 提出書類及び部数

① 業務提案書（様式第7号及び様式第7号の2）

正本1部 副本8部

② 提案見積書（様式第8号）及び積算内訳書（様式第9号）

各1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号）

1部

(5) 業務提案書の記載内容

「水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による受託事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）の評価の着眼点の大項目ごとに小項目について記載してください。

(例)

(大項目) ① 会社概要、財務状況及び業務委託に係る受託実績

(小項目) ア 将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤について。

※直近2か年の財務状況について説明してください。

(小項目) イ 水道料金等徴収業務委託の受託実績状況について。

(6) 業務提案書の作成形態

① 業務提案書の作成に当たっては、日本語を使用してA4版で作成してください。

A3版を使用する場合はとじ込み折りとしてください。

- ② 業務提案書の正本の表紙は様式第7号、副本の表紙は様式第7号の2を使用し、受付番号、事業者名（正本のみ記載）及び提出日を記入し、目次を付け、通し番号を記入の上、提出部数ごとにつづってください。
- (7) 注意事項
 - ① 業務提案書の内容に金額を記載しないでください。
 - ② 業務提案書には参加事業者を判明（推定）させる表示はしないでください。
- (8) 提案見積書
提案見積書に積算内訳書を添付し、厳重に封かんして提出してください。他の書類を同封しないでください。
- (9) その他
業務提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。
提出された業務提案書等の返却はいたしません。

7 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、プロポーザル方式参加に関する質問書（様式第11号）を使用しFAX（0134-27-0695）により提出してください。
- (2) 提出期間は令和5年1月20日（金）午前9時から1月26日（木）午後4時までとします。
- (3) 質問に対する回答については、個別の対応は行いません。
全ての質問に対する回答を、全ての参加事業者に対しE-mailにより行います。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- 業務提案書等が提出された後、審査委員会は参加事業者ごとのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- (1) 日時及び場所
プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第12号）により通知します。
 - (2) 実施時間
プレゼンテーションは各事業者40分以内とします。プレゼンテーション終了後ヒアリングを30分程度行います。
 - (3) 実施方法
自由形式としますが、参加事業者を判明（推定）させる言動及び表示はできませんので注意してください。
電子機器を使用する場合は、参加事業者において用意してください。（スクリーンは水道局で用意しますので事前に連絡願います。）
 - (4) 業務提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
 - (5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとします。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書により業務提案書等の提出時に届け出てください。

9 プロポーザルの審査方法等

審査委員会は、選定基準の評価基準表に基づき、各参加事業者の業務提案書等について評価を行い、評価点の合計が最も高い者を受託事業者として選定します。

10 選定結果の通知

- (1) 受託事業者に選定された参加事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第13号）により通知します。
- (2) 受託事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）には、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第14号）により通知します。
- (3) 審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めないものとします。

1.1 プロポーザルの提出書類等に^{かし}瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に^{かし}瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会で審査し、当該参加事業者の取扱いについて決定します。

また、必要に応じて当該参加事業者に対し、その^{かし}瑕疵についてヒアリングを行う場合もあります。

なお、その^{かし}瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、既に決定した事項を取り消すこともあります。

1.2 関係法令等の遵守

参加事業者が法令等に違反した場合は、「1.1 プロポーザルの提出書類等に^{かし}瑕疵がある場合」に準じて取り扱うこととします。

1.3 失格要件

参加事業者が次に掲げる事由に該当した場合は、既に決定した事項を取り消して失格とすることがあります。

- (1) 業務提案書等の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託契約の締結前に指名停止となった場合

1.4 業務委託契約

- (1) 受託事業者と契約金額等の契約条件を協議した上で、小樽市水道局契約規程（平成14年小樽市企業管理規程第16号）に基づき業務委託契約を締結します。

なお、契約条件等については、業務提案書等の内容を基本として、受託事業者と協議して定めるものとします。

- (2) 受託事業者に委託契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価点の合計が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行うこととします。
- (3) 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に係る経費を負担するものとします。

1.5 問合せ先及び各書類提出先

〒047-0024

北海道小樽市花園2丁目11番15号

小樽市水道局総務課（堤・北岡）

電話番号 0134-32-1171

FAX番号 0134-27-0695

E-mail suido-somu@city.otaru.lg.jp

参考 スケジュール（予定）

	内 容	実 施 日	様式
1	参加募集の公告	令和 4年12月26日（月）	
2	競争入札参加資格審査申請書等の提出期限	令和 5年 1月16日（月）	第1号 第2号 第3号 第4号
3	審査委員会による参加資格審査	令和 5年 1月17日（火）	

4	参加資格審査結果の通知	令和 5年 1月17日 (火)	第5号 第6号
5	業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和 5年 1月20日 (金) 令和 5年 1月26日 (木)	
6	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間 (質問書は、FAXによる受付とします。)	令和 5年 1月20日 (金) 令和 5年 1月26日 (木)	第11号
7	業務提案書等の提出期間	令和 5年 1月20日 (金) 令和 5年 2月10日 (金)	第7号 ～第10号
8	業務提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和 5年 2月13日 (月)	
9	審査委員会による受託事業者の選定	令和 5年 2月13日 (月)	
10	選定結果の通知	令和 5年 2月14日 (火)	第13号 第14号
11	業務委託契約の内容に関する詳細打合せ	令和 5年 2月中旬	
12	業務委託契約締結	令和 5年 2月中旬	
13	受託事業者準備期間	業務委託契約締結日から 令和 5年 3月31日 (金)	
14	業務委託開始	令和 5年 4月 1日 (土)	